

農地の権利移動にかかる許可申請について

白馬村農業委員会

耕作の目的で農地の所有権を移転したり、地上権、永小作権、質権、賃貸借、使用貸借その他の使用収益権を設定する場合は、農業委員会の許可を受けなければなりません。

- ・ 農業委員会の許可…白馬村に住所のある個人及び農業生産法人が白馬村の農地を取得する場合
…白馬村以外に住所のある個人及び農業生産法人が農地を取得する場合

1. 申請書類提出部数 1部（他市町村の住民が譲り受ける場合は2部）

2. 提出期間 毎月5日から15日まで（15日が休日の場合はその翌日まで）

3. 許可基準（以下の一つにでも該当する場合は許可になりません）

イ 申請地が小作地であり、耕作者及びその世帯員以外の者が所有権を取得する場合

ロ 譲受人が取得後、全ての農地等の耕作を行うと認められない場合

ハ 農業生産法人以外の法人が権利を取得する場合

ニ 農業生産法人が所有権及び使用収益権以外の権利を取得する場合

ホ 信託の引受けにより農地等の権利が取得される場合

ヘ 委託を受けることにより農地等の権利が取得される場合

ト 譲受人又は世帯員が農作業に常時従事（年間150日以上）すると認められない場合

チ 譲受人又は世帯員の取得後の合計農地面積が下限面積（30a）を下回る場合

リ 小作地の転貸の場合

ヌ 取得しようとする農地面積と通作距離からみて、効率的な耕作ができないと認められる場合

ル 申請農地が農地法第36条又は61条の規定により売渡された農地で売渡し後10年間を経過していない場合

4. 留意事項

イ 譲渡人が農業者年金受給により、貸借で経営委譲している農地の場合は、名義を後継者（第三者）に移転してから申請すること

ロ 生前一括贈与の対象農地は、贈与税の特例が適用されない場合があること（贈与農地合計の20%を任意に売買した場合）

農地法第3条の規定による許可申請書添付書類一覧表

書類名	留意事項等
① 法人の登記事項証明書及び定款又は寄付行為の写しのうちいずれかの書類	法人のみ
② 土地登記事項証明書	全部事項証明書に限る。「要約書」は不可
③ 土地の地番を表示する図面	原則として公図
④ 許可を受けようとする土地の位置及び付近の状況を表示する図面	縮尺1/25, 000程度の図面及び住宅地図
⑤ 組合員資格得喪通知書	土地改良区の地区内にある農地の所有権を移転する場合
⑥ 耕作証明書	他市町村の住民が譲受する場合
⑦ その他参考とする書類（例）	<ul style="list-style-type: none">・ 申請者と土地登記事項証明書の記載内容が異なる場合…住民票・戸籍謄本・相続関係書類等・ 抵当権者等利害関係人の同意書を求めた場合で、その真意を確認する必要がある場合…印鑑証明書

※ 申請にあたっては、地元農業委員に申請内容を説明し、農業委員による現地確認を済ませてください